

前橋市屋外広告物条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(許可の有効期間の更新) 第17条 <u>市長は、許可表示者の申請に基づき、当該許可の有効期間を更新することができる。ただし、市規則で定める屋外広告物等については、この限りでない。</u> 2 前2条の規定は、<u>前項</u>の規定による有効期間の更新について準用する。 (管理義務) 第31条 許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者若しくはこれらの者から当該屋外広告物等の管理を委託され、若しくは依頼された者又は次条第1項に規定する<u>管理責任者若しくは屋外広告物等の所有者若しくは占有者</u>は、当該屋外広告物等に関し<u>補修、除却</u>その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。 (管理責任者の設置等) 第32条 省略 2 管理責任者のうち、市規則で定める大規模な屋外広告物等を管理するものは、法第10条第2項第3号イに規定する試験に<u>合格した者(以下「屋外広告士」という。)</u>その他市規則で定める資格を有する者でなければならない。 3～4 省略 (点検義務) 第32条の2 <u>屋外広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する屋外広告物等について、市規則で定めるところにより、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして市規則で定める者に、当該屋外広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、市規則で定める屋外広告物等については、この限りでない。</u> 2 <u>第17条第1項の規定による許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。</u> (許可の取消し) 第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可表示者に対し、当該許可を取り消すことができる。 (1) 省略 (2) 第15条第1項(<u>第17条第2項</u>において準用	(許可の有効期間の更新) 第17条 <u>許可表示者は、当該許可の有効期間について、更新を受けることができる。ただし、市規則で定める屋外広告物等については、この限りでない。</u> 2 <u>前項の規定により有効期間の更新を受けようとする許可表示者は、当該屋外広告物等について、市規則で定めるところにより、あらかじめ倒壊及び落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、その結果を市長に報告しなければならない。</u> 3 前2条の規定は、<u>第1項</u>の規定による有効期間の更新について準用する。 (管理義務) 第31条 許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者若しくはこれらの者から当該屋外広告物等の管理を委託され、若しくは依頼された者又は次条第1項に規定する<u>管理責任者</u>は、当該屋外広告物等に関し<u>補修</u>その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。 (管理責任者の設置等) 第32条 省略 2 管理責任者のうち、市規則で定める大規模な屋外広告物等を管理するものは、法第10条第2項第3号イに規定する試験に<u>合格した者</u>その他市規則で定める資格を有する者でなければならない。 3～4 省略 (許可の取消し) 第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可表示者に対し、当該許可を取り消すことができる。 (1) 省略 (2) 第15条第1項(<u>第17条第3項</u>において準用

する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。 (3)～(4) 省略 (業務主任者の設置) 第54条 屋外広告業者は、第46条第1項第2号に規定する営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 <u>(1) 屋外広告士</u> (2)～(5) 省略 2 省略	する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。 (3)～(4) 省略 (業務主任者の設置) 第54条 屋外広告業者は、第46条第1項第2号に規定する営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。 <u>(1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者</u> (2)～(5) 省略 2 省略
--	--